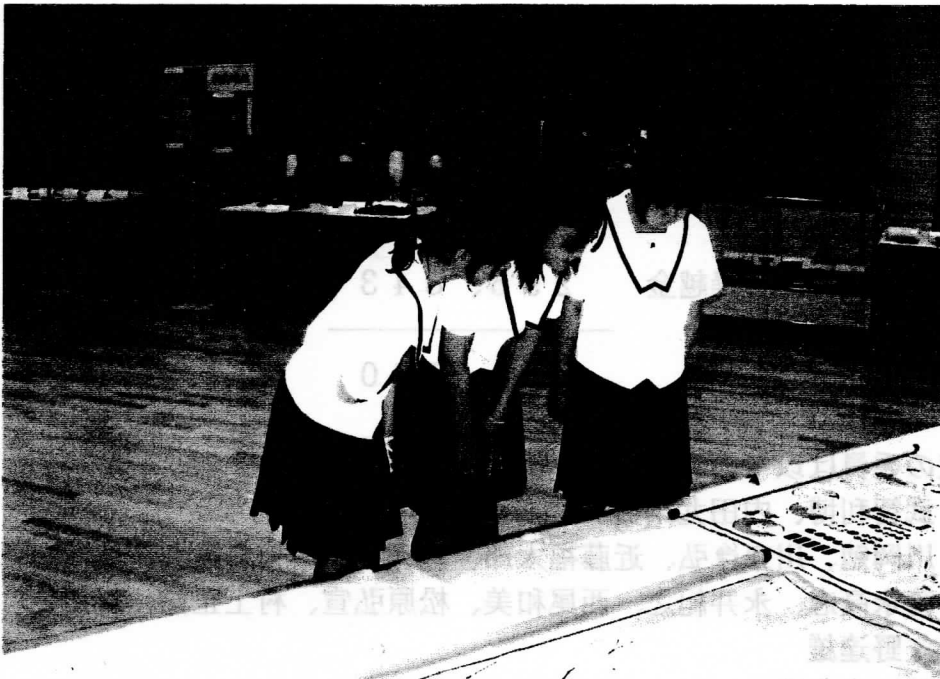


編集・発行 芸予地震被災資料救出ネットワーク愛媛（愛媛資料ネット）  
〒790-8577 松山市文京町3 愛媛大学法文学部寺内研究室気付  
TEL 089-927-9317 Eメール terauchi@LL.ehime-u.ac.jp 郵便振替01690-8-5497

## 戦後60年愛媛大学戦争資料展を開催

7月23日－25日に愛媛大学総合情報メディアセンターを会場として戦後60年愛媛大学戦争資料展を開催しました（愛媛大学平和学研究室と共催）。これは地域の歴史資料保存の重要性を訴えるため、戦後60年にちなみ愛媛資料ネットがこれまでに調査・収集した資料のうち戦争に関するもの及び一般市民の方々から寄せられた戦争関係資料を展示したものです。予想以上の盛況で、会期中の入場者は400人を超えました。



## 愛媛資料ネット総会を開催

本年度の愛媛資料ネット総会が6月18日(土)に愛媛大学法文学部中会議室で開催されました。総会では、昨年度の活動、会計報告が了承された後、今年度の活動方針として、従来からの資料調査・整理活動を継続するとともに、夏に戦争資料展を行うこと、市町村合併に伴う公文書等の破棄・散逸防止の要請文を送ることなどが確認されました。また、参加者からは合併後の公文書保存のあり方や公文書館問題などをめぐって数多くの貴重な意見が出されました。なお、総会に先立ち、愛媛資料ネットがこれまでに調査・収集した資料のうち戦争に関するものの一部を展示しました。

### 会計報告(16・4・1~17・3・31)

収入	募 金	238,000
	利 子	3
	雑収入	364
	前年度繰越金	156,393

---

計 394,760

支出	発送費	52,350
	交通費	13,500
	文具費	1,365
	公開講演会費	22,890
	その他	7,812
	次年度繰越金	296,843

---

計 394,760

本年度の委員は以下の通りです。

代表：武智利博、内田九州男

委員：川岡勉、川東埜弘、近藤福太郎、島津豊幸、白石通弘、仙波令巳、  
徳永高志、永井紀之、西尾和美、松原弘宣、村上正郎、森正史、森正康、  
矢野達雄

事務局長：寺内浩

## 「市町村合併に伴う公文書等の破棄・処分防止について」を旧市町村宛に送付

愛媛資料ネットはこれまで市町村合併に伴う公文書等の破棄・処分防止にとりくんできましたが、「平成の大合併」が一段落した現在も決して安心できる状況にはないと考えています。むしろ、公文書等の破棄・処分は合併後に進められる恐れがあります。そこで、愛媛資料ネットでは7月に下記のような要請文を旧市町村単位で送付するとともに、

- 1、旧市町村に保存されていた公文書等は現在どこに保存されていますか。
- 2、旧市町村に保存されていた公文書等を、今後どのように保存・活用されるご予定ですか。

の2点についてアンケート調査を行いました。

平成17年7月13日

各市町公文書管理担当者 殿

芸予地震被災資料救出ネットワーク愛媛

### 市町村合併に伴う公文書等の破棄・処分防止について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「平成の市町村大合併」もようやく一段落しましたが、過去の合併に際しては、地域住民にとってかけがえのない公文書等が、合併を契機に散逸し、あるいは廃棄され、消失するという事態が全国各地で生じました。この過ちを繰り返さないため、平成14年2月に、総務省から全国の都道府県に対し、市町村合併時における公文書等の保存についての要請が出され、これを受けて愛媛県では同月に愛媛県市町村合併推進本部事務局長（愛媛県総務部市町村課長）から各市町村合併担当課長宛に同内容の通知がなされています。また、平成15年12月には県下の史談会・地域史研究団体が合同で「市町村合併時における公文書等の保存について（要請）」を旧各市町村に提出・送付しました。

役場や役所に残された公文書等は、地域の歴史を知るための歴史資料であるとともに地域にとっての貴重な歴史遺産です。これらがなくなることは地域の歴史が失われることを意味します。また、まちづくりを進める上での大きな障害にもなります。

つきましては、市町村合併時には公文書等の保存について適切な処置をとっていただいたものと存じますが、貴職におかれましては、今後とも公文書等が破棄・処分されないよう特段のご配慮とご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## アンケートの回答から

柚山 俊夫

民間団体からの調査であるので、どれだけ行政が反応するかと心配していたが、送付数65件に対して返答は36件であった。旧市町村単位に送付したが、一部の市町でまとめて返答した例もあるので、半数以上の返答があったということである。これを多いとみるか、少ないとみるか、人によって評価は違うだろうが、まずは、返答してくださった担当者に対しお礼を申し上げたい。

第1の質問「旧市町村に保存されていた公文書等は現在どこに保存されていますか。」に対しては、すべて旧市町村(現行の支所等)の庁舎書庫あるいはロッカー等で従前どおり保存されており、業務上必要な文書が本庁へ移動した例も多かった。合併にともなう移動等で廃棄した例は皆無である。

昭和の大合併の際も、合併直後に廃棄されたのではなく、年を経て旧庁舎建物の建て替えや施設用途の変更(たとえば支所業務が廃止され公民館等になった)の際、場所をとる文書が不要視され、廃棄されたと聞いている。したがって、今後も各支所等旧市町村庁舎において不用意な廃棄がなされないよう、注目をし続ける必要がある。

また、「永年保存文書はマイクロフィルムで保存している」「広報紙や写真はDVDにした」という旧市町村がある。複製品を作成しておくのは非常によいことである。職員や住民の閲覧にはそれで足りる場合が多いだろう。だからといって現物(永久保存文書や広報紙、写真そのもの)を廃棄してよいわけではない。カメラ撮影のミスで脱落した部分があるかもしれないし、何より、現物のみが持つ歴史的・文化的価値が失われないようにしてほしい。古びた紙をめくることでその時代を感じることもある。画面で読むことと、現物を読む・見ることでは、情報の受け手が受け取るものは違ってくる。ホンモノには、ニセモノにはない価値(文字以外の情報)があるのは、ご存知のとおりである。

第2の質問「旧市町村に保存されていた公文書等を、今後どのように保存・活用されるご予定ですか。」については、大多数の返答が「文書管理規程」「文

書保存規定」等にしがって処理するとのことであつた。すなわち、規程・規定が定める保存年限が過ぎれば廃棄処分をする、ということである。

この「文書管理規程」や「文書保存規定」には、公文書館法の趣旨に沿って「歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用」が規定されているのだろうか。おそらく、多くの市町では、このことがまだ規定されていないと思われる。

公文書館法第3条では、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」と定めている。また、「公文書館法の施行に関する内閣官房副長官通達」（昭和63年6月1日付総総第366号）によれば、「例えば、国及び地方公共団体の機関において文書管理上永久保存とされているものについては、一般的にその多くが歴史資料として重要な公文書等に該当するといふことができるが、歴史資料として重要な公文書等はこれに限られるものではなく、有期限文書その他の記録の中にもそれに該当するものがあるといふべきである。」と解釈されている。

したがって、公文書館法の条文及びその解釈（国の通達による）により、「保存年限が経過したから」ということのみを理由に廃棄するのは、違法である。「歴史資料として重要な公文書等ではないから」という理由で廃棄するのが、適法なのである。

アンケートの答えにも「今後も、公文書については歴史的・文化的にも貴重な資料であることに鑑み、その散逸及び安易な廃棄がなされないよう適切かつ適正な管理に努めていきたい。」「歴史的価値の高いもの、郷土歴史を把握する上で重要なものなどについては、それぞれ状況に応じ保存することが必要であると考へております。」など、公文書館法の趣旨にのっとりた文書管理を行っていると思われるものが8件ある。高く評価したい。いっぽう、アンケートの回答に保存年限等に言及するのみで、文書の持つ歴史的・文化的価値に触れない例が多数であつたことは、まことに残念である。

今後、各市町の「文書管理規程」「文書保存規定」等の条文を調査する必要がある。各市町の規程・規定等を先進県のそれを含めて比較対照することで、問題点が浮かび上がってくるだろう。

それは、いまだ公文書館法の趣旨をいかした文書管理がなされていない市町が多いということである。現用文書に対する情報公開制度に加えて、非現用文書に対する公文書館制度の適用こそが、公文書公開の両輪なのであるが、そこまで制度整備ができていないのである。

誤解のないように申し上げたいが、すべての公文書を残せ、と言っているのではない。歴史資料として重要な公文書等を選別して残せ、と言っているのである。それは将来、職員が行政事業を進める上で参考にしなければならない文

書、住民との権利関係を示した文書・図面などが、有期限文書のなかにあるからである。行政の効率化に役立つからである。文書を廃棄したために、その後の行政事業に支障が出た例、裁判になった例（市道か私道かをめぐるトラブル、私有地か公共地かのトラブルなど）もあるではないか。

加えて、地域理解のための歴史文化遺産としての価値、住民の権利を保障する価値も、公文書は持っている。過去、合併のたびに旧役場文書が散逸したために、明治時代から昭和前半期にかけて、地域のありさまがほとんど不明な地域が多い。地域の歴史を記した文書を大切にしていないのに、歴史や地域文化をいかした個性的な魅力ある地域づくりなど、できないはずである。

市や町が公文書等の保存に熱心でない理由は、ひとつには、愛媛県全体に公文書館制度に対する理解の遅れがあるからである。中国・四国地方でみると、県立の文書館（あるいは公文書館）を持たないのは、島根・高知そして愛媛の3県だけである。先進の他県では、県立の文書館が平成の大合併に対応して、管下市町村職員を対象に各種の公文書保存管理研修講座を行って、公文書の散逸を防いでいる。愛媛県には、このような研修講座を市町村に対して行う機関がない。県立文書館（あるいは公文書館）の必要性は高まっているが、今、その実現は困難な情勢にある。このままでは、後進県はますます後進県になるのではないかと危惧している。

愛媛資料ネットのような民間団体からのアピールには限界があるけれど、地道に公文書等の保存を呼びかけていくことが大切だろう。今後の愛媛資料ネットの活動として、次の3点を提言したい。

- ①ねばり強く市町に対するはたらきかけ（アンケート調査、会報の送付など）を続けて、役所（とくに現支所＝平成の大合併までの市役所・町村役場の本所、また平成の大合併までの支所＝昭和の大合併までの町村役場本所）の担当者に「歴史資料として重要な公文書等」の保存に関心を高めてもらう。
- ②役所の現行「文書管理規程」「文書保存規定」等の条文を比較対照し、問題点を指摘して、規程・規定の改定をはたらきかける。
- ③西予市の城川文書館が市にはたらきかけて行う公文書調査等、先進事例を紹介する。

つまり、各市町の文書管理担当者に対して、定期的に、公文書等保存についての情報提供を行う。これらが、公文書保存問題への対応・運動につながるのではないかと考えている。

## 調査・整理活動、その他

- ◆ふすまの下張り文書はがしを5、6月に愛媛大学で行いました。
- ◆松山市三津で見つかった資料の整理作業を6月に愛媛大学で行いました。
- ◆戦後60年愛媛大学戦争資料展の前に、マスコミを通して戦争関係資料の提供を呼びかけたところ、これまでにない数多くの方々から連絡をいただきました。改めて戦争の持つ重みを感じた次第です。
- ◆7月に公文書等の保存について旧市町村単位でアンケート調査を行いました。調査結果について柚山氏に文章を寄せていただきました。
- ◆今年の2月に『秋山家資料目録Ⅰ』を刊行しましたが、『同Ⅱ』の刊行を目指しての作業が今治史談会の方々によって進められています。
- ◆内閣府・文化庁等により「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」が組織され、「地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方」が2004年7月にとりまとめられました。このなかで「文化遺産は法律で規定されている文化財だけでなく、広い意味で歴史的な景観やまちなみ等空間的なものを含めるものとする。文化遺産と地域をあわせてまもるという考え方においては、地域の核として認識されている文化遺産であれば、それは世界遺産、国宝などに限定する必要はないと考えられる。そこで、本あり方において対象とする文化遺産は、世界遺産、国宝、重要文化財等の指定されたものだけでなく、未指定の文化遺産も含め地域の核となるようなものとする」と述べられています。また、「行政の取り組み」として「未指定の文化遺産の調査」をあげています。災害からまもるべき文化遺産に未指定の文化遺産も含められていることは注目すべきことです。なお、全文は内閣府防災担当ホームページの公表資料からみることができます。
- ◆歴史科学協議会編『歴史評論』666号(2005年10月号、校倉書房、770円)は「災害と資料保存」の特集号です。神戸、新潟、東北、福井、愛媛の各資料ネットの活動状況が65頁にわたって掲載されています。書店を通じて購入できますので、ぜひ御覧下さい。
- ◆今年度の愛媛資料ネットの活動には、愛媛大学地域創成研究センターの研究活動補助費が使用されています。

## 愛媛資料ネット活動日誌

- ・ 4月11日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（7名）
- ・ 4月15日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（7名）
- ・ 4月22日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（7名）
- ・ 4月28日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（7名）
- ・ 5月13日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 5月27日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 5月28日  
愛媛大学でふすまの下貼り文書はがし作業（12名）
- ・ 6月3日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（7名）
- ・ 6月17日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 6月24日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（5名）
- ・ 6月25日  
松山市石手で資料調査（1名）
- ・ 愛媛大学でふすまの下貼り文書はがし・資料整理作業（16名）
- ・ 7月1日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 7月8日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 7月22日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（5名）
- ・ 7月23 - 25日  
愛媛大学で戦後60年戦争資料展を開催
- ・ 7月29日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（7名）
- ・ 8月19日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 9月2日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 9月9日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 9月16日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 9月23日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 9月30日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）